

資料1

ロシアの海洋ドクトリンについて (北極海に着目して)

前海上保安大学校 基礎教育講座
講師(ロシア語) 丹下博也

2007年に、我が国では海洋基本法が施行された。

「2020年までの期間におけるロシア連邦の
海洋ドクトリン」
(Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года)

1. 海洋ドクトリンの概要について

- ・ 海洋潜在力の定義に見るゴルシコフ、ひいてはマハンの理論について(ドクトリン第1章)
- ・ 海洋ドクトリンにおける「動員」の持つ意味について(ドクトリン第2章)
- ・ 機能的方針について(ドクトリン第3章)
- ・ 原子力砕氷船の存在とその重要性、インフラ整備の重要性について(ドクトリン第4章)

2. 海洋ドクトリンにおける北極に関する規定及び北極海の重要性等について

- ・ 北極における海洋政策の定義の中にある「排他的経済水域及び大陸棚」について
- ・ 北極における海洋政策の定義の中にある「北洋艦隊」について
- ・ 北極における海洋政策の定義を基礎とする長期的課題について

終わりに

1. 海洋ドクトリンの概要について

海洋ドクトリンの概要を安全保障の観点から紹介しつつ、適宜北極海に関連した事項についても触れて行くこととする。

2001年7月27日付けで、ロシア連邦大統領
(当時はV. プーチン氏)により指令
(распоряжение)として承認されたもの。



指令
(распоряже
ние)

我が国の政令くらいに
相当と考えられる。

引用先: <http://www.vvputin.info/>

海洋ドクトリンの承認がもたらしたもの

- 海洋ドクトリンの実現化に関する課題の解決の確保を目的とした「ロシア連邦政府付属海洋協議会」(Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации. 我が国の総合海洋政策本部に相当)の設立(2001年)
- 海洋ドクトリンに関連し、より具体的な目標を定めた「2030年までのロシア連邦の海洋活動発展の戦略」(Стратегия развития морской деятельности Российской Федерации до 2030 года)の制定(2010年)

第1章「総論」における規定

- 「ロシアは、歴史的に自国は先進的海洋国家と言える」
- 「海洋ドクトリンは、海洋活動の分野におけるロシアの国家政策、つまりはロシア連邦の国家海洋政策を決定する基本的な文書である」
- 「海洋活動は、国家安全のため並びに国家の確固たる経済的及び社会的発展のための世界の海洋の研究、開発及び利用の分野におけるロシア連邦の活動(以下、「海洋活動」という)である」

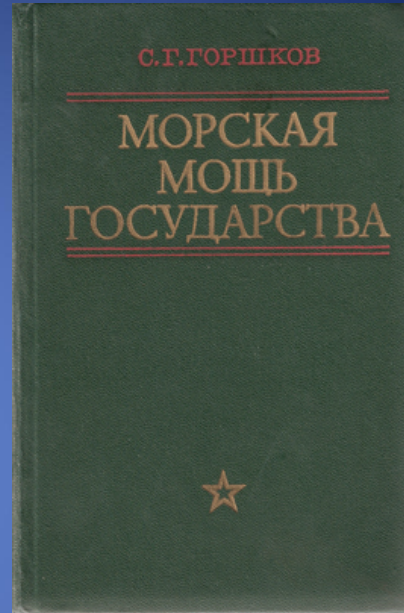
第1章「総論」における規定

- 「国家海洋政策の実現化のための国家の勢力及び手段並びにそれらを利用する能力の総合が、ロシア連邦の**海洋潜在力**を構成する。ロシア連邦の海洋潜在力の基礎となるのは、海軍、連邦国境警備局の海上国境警備機関、民間海洋船隊(以下、「ロシア船隊」という)並びにそれらの機能化及び発展、国家の海洋経済活動及び海軍活動を確保する構造基盤である」

**海洋潜在力(морской
потенциал)**



セルゲイ・ゴルシコーフ海軍元帥

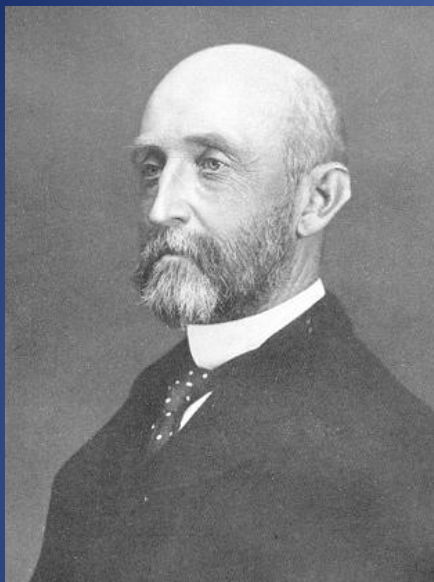


著書「国家の海洋力」(1979)

「輸送船隊と漁業船隊は、国家の海洋力の構成部分である」

引用先: http://www.rgavmf.ru/lib/adm_gorshkov.pdf(ゴルシコーフ元帥)

引用先: <http://holmogorow.nigilist.ru/archive/gorshkov-morskaya-mosh/index.htm>(国家の海洋力)



アルフレッド・セイヤー・マハン

「シー・パワーとは軍事力だけでなく、その国家が備えた総合的な国力を表す概念である」

ロシアの海洋ドクトリンは、マハンの考え方を自国の海軍軍人ゴルシコーフを通じ現代において法令化したものであろう。

引用先: <http://blog.livedoor.jp/nonreal-pompandcircumstance/archives/50467094.html>

第2章「国家海洋政策の本質」における規定

この章では、国家海洋政策の定義、目的、原則、課題が定められている。

- 「商船、漁業、科学的調査及びその他の特殊船隊の**動員**準備に向けた同船隊の維持」

「動員」(мобилизация;
mobilization)
↓

ロシア国内に存在するあらゆる一般船舶は、動員により安全保障上の目的に使用されることとなる。

第3章「国家海洋政策の内容」における規定

- 「ロシア連邦は、機能的及び地域の方針に基づき同意された短期的及び長期的課題を実行することにより徹底した継続的な国家海洋政策を実現する」
- 機能的の方針として、海上輸送、世界の海洋の資源開発及び資源保存、科学活動の改善、海軍活動の実行に対して、長期的課題が定められている。
- 地域の方針として、バルト海、黒海、アゾフ海、大西洋、地中海、北極、太平洋、カスピ海及びインド洋に対して、長期的課題が定められている。

第3章第1節「海上輸送」の項において注目すべき規定

- 「北洋輸送のための輸送船隊の最適の使用」
- 「原子力砕氷船の建造及び稼働における世界的主導権の維持」

原子力砕氷船の存在



砕氷能力と航続距離に関して優れている。



動員により安全保障上の航路啓開の目的で北極海にて使用される可能性あり。

引用先: <http://our-murmansk.narod.ru/aboutreg/atomflot/lenin.html>

第3章第1節「世界の海洋の資源開発及び資源保存」の項において注目すべき規定

- 「国家防衛上の利益を考慮した世界の海洋における鉱物資源の国家管理並びに探査及びモニタリングの調整」
- 「ロシア連邦の大陸棚において探査された資源の戦略的備蓄としての保存」

資源に国家防衛上の利益、戦略的意義を見出している点

この章の第2節「国家海洋政策の地域の方針」については、ここでは詳述を避ける。
「北極における地域の方針」の項については後述する。

第4章「国家海洋政策の実現化」第2節「経済的確保」において注目すべき規定

- 「特定の輸送交通システムの支援、第一に原子力砕氷船及び砕氷型輸送船の維持、建造及び開発に対する国家による投資、それらの**基地設営**に関する特殊システムの設立」

第4章第3節「海洋活動の安全の確保」において注目すべき規定

- 「国産原子力船隊の**構造基盤**の発展、その船隊の安全な開発及び原子力船の利用技術の向上」

インフラ整備の重要性

第5章「結論」では、国家海洋政策の有効性の一般的基準として三つの項目が定められている。

- 「国家海洋政策の短期的及び長期的課題の実現化の程度」
- 「ロシア連邦の商船隊、漁業船隊、科学調査船隊及びその他の特殊船隊によるこのロシア連邦の排他的経済水域、大陸棚における主権的権利及び公海における自由の実現化の程度」
- 「ロシアの海洋潜在力の構成要素である武力がロシア連邦軍、その他の軍及び軍事組織の相互関係により自国の利益及び安全の保護を確保する能力」

2. 海洋ドクトリンにおける北極に関する規定 及び北極海の重要性等について

ここではまず海洋ドクトリンにおいて北極に関してどのような規定が設けられているかを把握し、次にはこの法令における北極海の重要性とロシアの北極海海洋政策が如何なるものかを確認することとする。

海洋ドクトリン第3章「北極における地域の方針」

「北極地域方面における国家海洋政策は、ロシア船隊の北極への自由な出航の確保という特別の重要性、ロシア連邦の排他的経済水域及び大陸棚の資源、海の方面からの国家防衛のため北洋艦隊に課せられた重要な役割及びロシア連邦の確固たる発展のため一層北極海航路が持つ意味により定義され、次のような長期的課題が解決される」



「排他的経済水域及び大陸棚」が重要になる。
この言葉は、海洋政策の中では普遍性を持ち、
海洋権益の観点からしてもこの政策の根幹に
触れるものであるからである。

「排他的経済水域及び大陸棚」との言葉にて北極海が持つ重みの確認



北極海の存在の大きさが理解できる。

引用先: http://www.russia-emb.jp/about_russia/map.html

「セクター理論」



「極を頂点とし、2本の経度線と1本の緯度線により囲まれた地表上の球面三角形内の陸地及び島嶼に対する主権が、当然に一定国に帰属する」



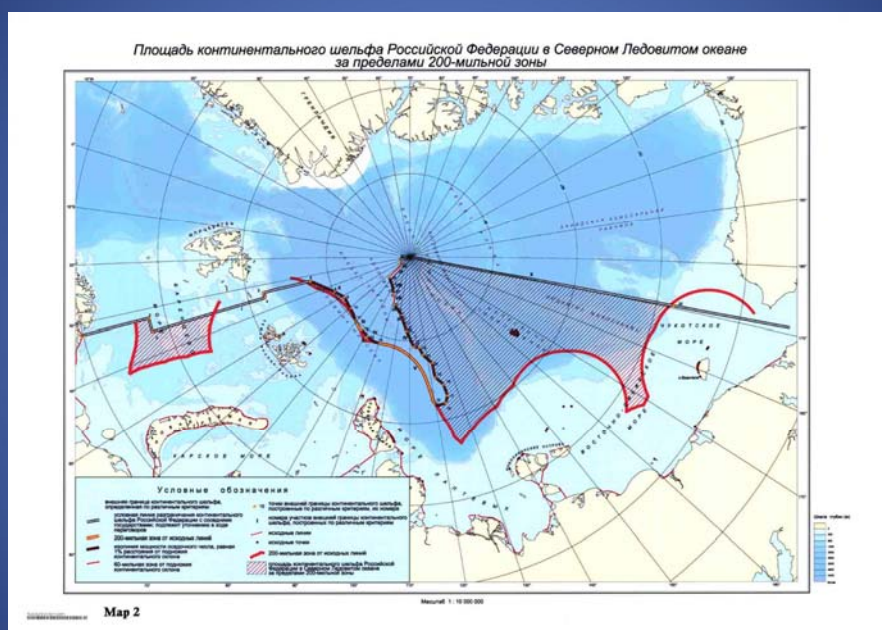
引用先: http://www.canmorealberta.com/directory/about/canmore_canada.html

ソ連は1926年にセクター理論の適用を開始した。

この理論は国際法学上認められた考え方とは言えない。

ロシアが、行使する権利を「主権」から「主権的権利及び管轄権」へと変え、権利の適用対象を「陸地及び島嶼」から「排他的経済水域及び大陸棚」へと広げつつ、現在に至ってもこの理論を支持していることは、「2020年までの期間における及び長期的展望に立つ北極におけるロシア連邦の国家政策の基礎」の内容からしても明らかである。

ロシアが「セクター理論」を支持している一例



ロシアが申請した200海里以遠の北極海における自国の大陸棚の区域(斜線部)

海洋ドクトリンにて「排他的経済水域及び大陸棚」の言葉が含まれる部分

第2章「国家海洋政策の本質」において

- 「国家海洋政策、それは、ロシア連邦の(中略)排他的経済水域、大陸棚及び公海におけるロシア連邦の国益達成の目的、課題、方針及び方法を国家及び社会により決定することである」
- 国益の一つとして「ロシア連邦の排他的経済水域及び大陸棚にて、生物であるか非生物であるかを問わず海底、その下及び水中にいる天然資源の探査、開発及び保護、それらの資源の管理」

海洋ドクトリンにて「排他的経済水域及び大陸棚」の言葉が含まれる部分

第2章「国家海洋政策の本質」において

- 原則の一つとして、「ロシア連邦の(中略)排他的経済水域及び大陸棚の天然資源の状況及び利用に対する管理」

第3章「国家海洋政策の内容」において

- 「ロシア連邦は、世界の先進的漁業国家の一つである。近い将来、漁業原料の基本的な部分をロシア連邦の排他的経済水域の生物資源が構成するであろう」

海洋ドクトリンにて「排他的経済水域及び大陸棚」
の言葉が含まれる部分

第3章「国家海洋政策の内容」において

- 「大陸部における石油及びその他の鉱物資源の埋蔵量の枯渇に関する展望は、有用な鉱物資源の探査及び獲得を大陸棚へと方向転換させている」
- 「ロシア連邦の大陸棚、排他的経済水域(中略)の科学的研究の継続が確保される」
- 「海軍は、(中略)排他的経済水域及び大陸棚における主権的権利及び公海の自由の武力手段による保護を実行する」

海洋ドクトリンにて「排他的経済水域及び大陸棚」
の言葉が含まれる部分

第3章「国家海洋政策の内容」において

- 「ロシア連邦の(中略)排他的経済水域、大陸棚及びそれらの天然資源の警備保護、外国船舶の活動に対する指揮管理」

第5章「結論」において

- 「ロシア連邦の商船隊、漁業船隊、科学調査船隊及びその他の特殊船隊によるこのロシア連邦の排他的経済水域、大陸棚における主権的権利及び公海における自由の実現化の程度」

「排他的経済水域及び大陸棚」



ロシアの海洋政策にて達成されるべき国益が存在する、資源開発の観点から重要な場所



北極海航路の存在、北洋艦隊の存在



北極海の重要性

ロシア海軍について



海洋ドクトリンにおける海軍に関する規定

第3章「国家海洋政策の内容」において

- 「海軍は、ロシア連邦の海洋潜在力の主要な構成要素及び基礎であると共に国家の最高政策の手段の一つであり、世界の海洋におけるロシア連邦及びその同盟者達の国益の武力手段による保護、自国に隣接する海における軍事的・政治的安定性の維持、海の方面からの軍事的安全の確保を使命とするものである」

海洋ドクトリンにおける海軍に関する規定

第3章「国家海洋政策の内容」において

- 「海軍は、ロシア連邦に対する武力の使用又はその使用のおそれの抑止、陸の領域の境界を越え内水及び領海に広がるロシア連邦の主権、排他的経済水域及び大陸棚における主権的権利及び公海の自由の武力手段による保護を実行する。更に海軍は、世界の海洋におけるロシア連邦の海洋経済活動の安全確保のための条件を設立及び維持し、世界の海洋におけるロシア連邦の海軍の存在、旗及び武力のデモンストレーション、海軍艦艇の訪問、ロシア連邦の国益に応え、世界共同体により実施される軍事的、平和維持的及び人道的活動への参加を確保する」

艦隊の軍事的重要性について



ノーマン・ポルマー

「当初北洋艦隊は、バルチック艦隊と黒海艦隊に次ぐ重要性をもつ艦隊と見られていたものの、この状況は、戦争となった場合、大西洋で行動することとなる海軍部隊を、より直接的に外洋へ進出できる艦隊に変更するとしてゴルシコーフ提督の指令により、1950年代末に一変した」

北洋艦隊の軍事的重要性は高い。

引用先: http://www.pbs.org/newshour/bb/military/adm_boorda_5-17.html

北洋艦隊について



- その主な任務は、「核抑止のための海洋戦略核戦力の維持、経済水域及び生産活動区域の保護、違法な生産活動の阻止、船舶航行安全の確保、世界の海洋の経済的に重要な区域における政府の対外行動(訪問、業務上の寄港、合同訓練、平和維持軍における活動及びその他)の実行」
- 海の方面からの国家防衛→北極海航路が重要な存在。

引用先: http://www.russia-emb.jp/about_russia/map.html

北洋艦隊について



空母「アドミラル クズネツォーフ」

↓
北洋艦隊は重要との従来からの位置づけには変わりがない。

引用先: http://stat.ameba.jp/user_images/ab/f3/10080864021.jpg

北洋艦隊について

「2030年までのロシア連邦の海洋活動発展の戦略」

(Стратегия развития морской деятельности Российской Федерации до 2030 года)

2020～2030年のための長期的展望において

- 「北洋及び太平洋艦隊の構成要素の中における空母を基礎とする艦による攻撃グループの編制」



ロシア海軍にとって空母が今後も重要な存在であり続けるであろう。

「北極における地域の方針」に定められた長期的課題

- 「① 経済における輸出分野の発展、社会問題の早急の解決を目標とした北極の調査及び開発；
- ② 北極におけるロシア連邦の国益の保護；
- ③ 海上輸送のための砕氷船の建造及び漁業船隊、科学調査船隊及びその他の特殊船隊のための特殊船の建造；
- ④ ロシア連邦の排他的経済水域及び大陸棚における生物資源及び鉱物原料の備蓄量の探査及び開発に際する国家防衛上の利益の考慮；
- ⑤ 北極海にてロシア連邦の海洋潜在力を構成し、我が国の主権、主権的権利及び国際法的権利の保護を確保する勢力の基地設営及び使用の条件の作成、この中には、地域の持つ能力を誘致するものを含む；

「北極における地域の方針」に定められた長期的課題

- ⑥ 先進的海洋国家諸国と結ばれた二国間及び多国間協定により合意された区域及び地帯における外国の海軍活動の制限；
- ⑦ 北極海航路に関連したロシア連邦の国益の確保、同航路の輸送交通システムの集中的国家管理、砕氷サービス及び外国船舶も含めた輸送者達への通航の平等な提供；
- ⑧ 原子力砕氷船隊の代替及び安全な使用；
- ⑨ 北極海沿岸国との北極海の海域及び海底の境界画定に際してのロシアの国益の遵守；
- ⑩ 北極における船舶航行の発展、海洋港及び河川港の発展、北洋輸送の実行、また、前述の活動を確保する情報システムのためのロシア連邦の連邦中央及び各連邦構成主体の努力及び資源の集結」

長期的課題における「砕氷」に関する規定

- 海上輸送のための**砕氷**船の建造及び漁業船隊、科学調査船隊及びその他の特殊船隊のための特殊船の建造；
- 北極海航路に関連したロシア連邦の国益の確保、同航路の輸送交通システムの集中的国家管理、**砕氷**サービス及び外国船舶も含めた輸送者達への通航の平等な提供；
- 原子力**砕氷**船隊の代替及び安全な使用；

長期的課題における4番目の項目

- ロシア連邦の排他的経済水域及び大陸棚における生物資源及び鉱物原料の備蓄量の探査及び開発に際する**国家防衛上の利益**の考慮；

資源に**国家防衛上の利益**、戦略的意義を見出している点において第3章第1節にリンクしている。

長期的課題における5番目の項目

- 北極海にてロシア連邦の海洋潜在力を構成し、我が国の主権、主権的権利及び国際法的権利の保護を確保する勢力の**基地設営**及び使用の条件の作成、この中には、地域の持つ能力を誘致するものを含む；

インフラ整備の重要性について定めた点において第4章第3節にリンクしている。

長期的課題における9番目の項目

- 北極海沿岸国との北極海の海域及び海底の**境界画定**に際してのロシアの国益の遵守；

実例として、2010年9月、ロシアとその隣接国ノルウェーの間で「バレンツ海及び北極海における海洋境界画定及び協力に関するロシア連邦とノルウェー王国の間の条約」が署名されたことが挙げられる。

- 「北極における地域的方針」の内容は、ロシアが北極海に関して総合的な海洋政策を有していることを意味すると考えるものである。
- 定義の中における北洋艦隊の存在を始めとし長期的課題のほとんどの中に広義における安全保障上の意義を見出すことが可能と考える。

終わりに

北極海の重要性



- 安全保障上は北洋艦隊と北極海航路の存在。
- 一般的には資源開発とやはり北極海航路の存在。

戦時における重要性

平時における重要性

北極海航路



終わりに

- 「海軍は、排他的経済水域及び大陸棚における主権的権利の武力手段による保護を実行する」
- 「ロシア連邦の排他的経済水域及び大陸棚における生物資源および鉱物資源の備蓄量の探査及び開発に際する国家防衛上の利益の考慮」

戦時における重要性

÷

平時における重要性

この共通性が北極海に関するロシアの海洋政策の本質ということになると考える。

完